

総務局ホームページバナー広告募集要項

民間企業等との協働により市の新たな財源を確保し、市民サービスの向上及び地域経済の活性化を図ることを目的として、総務局のホームページにバナー広告枠を設け、次のとおり募集します。

1 募集ページ

- ・総務局ホームページトップページ

URL <http://www.city.osaka.lg.jp/somu/index.html>

- ・大阪市役所本庁舎の案内・フロア構成ホームページ

URL <http://www.city.osaka.lg.jp/somu/page/0000004215.html>

2 広告掲載料金

1 枠あたり 月額 5,000 円（税込）

3 広告枠数

7 枠

4 広告掲載期間

- ・広告を掲載する期間は 1 ヶ月単位で募集しますので、掲載希望者は掲載期間を指定してください。なお、申込順位により必ずしもご希望に添えない場合があります。
- ・メンテナンス等によりホームページを閉鎖している期間も広告掲載期間に含みます。
- ・申出により、掲載期間中のバナー広告の差し替えが可能です。
- ・バナー広告の掲載位置については指定できません。

5 バナー広告の規格

- ・縦 60 ピクセル×横 120 ピクセル
- ・ファイル形式 GIF（アニメ可）、JPEG、PNG
- ・データ容量 4 キロバイト程度
- ・画像を変化又は移動させる場合は、目への負担が大きくなるように、光感受性発作を誘発させないようにしてください。
- ・バナー広告は、申込者の負担で作成してください。

6 掲載できない広告

大阪市広告掲載要綱第 4 条並びに総務局バナー広告掲載要領第 2 条及び第 3 条の規定に該当するもの

7 申込方法

- (1) 総務局バナー広告掲載申込書をダウンロードして、必要事項を記入してください。
- (2) 総務局バナー広告掲載申込書を大阪市総務局行政部総務課宛てメール又は郵送によりお送りください。
 - ・メール：ba0002@city.osaka.lg.jp
 - ・郵送先：〒530-8201
大阪市北区中之島 1-3-20
大阪市総務局行政部総務課 宛
- (3) 大阪市総務局から掲載又は非掲載の決定通知が届きます。
- (4) 先着順で決定します。掲載希望期間が重複する場合は調整させていただくことがあります。
- (5) 掲載決定通知を受け取られましたら、指定された期限までに納入通知書にて広告料金を納めていただき、バナー画像を上記(2)のメールアドレスまでデータにより提出してください。
- (6) 準備が整い次第、バナー広告が掲載されます。

申込みにあたっては、総務局バナー広告掲載要領を参照してください。

8 広告掲載の取下げ

広告掲載の取下げは、書面にて受け付けます。ただし、納付済みの広告料は返還いたしません。

9 その他

- ・ホームページのレイアウト変更等により、予告なく掲載位置の変更や掲載ページ数の増減が生じる場合があるのでご了承ください。
- ・広告の内容等、掲載された広告に関する一切の責任は広告主に帰属します。また、市が推奨等をするものではありません。

お問合せ先

大阪市総務局行政部総務課

住所：530-8201 大阪市北区中之島 1 丁目 3 番 20 号

電話番号：06-6208-7411

FAX 番号：06-6229-1260

メール：ba0002@city.osaka.lg.jp